

○赤磐市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和6年3月27日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市総合計画及び赤磐市男女共同参画推進条例（平成20年赤磐市条例第3号）第3条の基本理念に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある2人の一方又は双方と生計が同一の未成年の実子又は養子であり、家族として養育することを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。また、パートナーシップにあることを宣誓した者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップの関係にある2人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
 - エ 転入を予定している場合は、3月以内に転入すること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。（当該関係がパートナーシップに基づく養子縁組によるものである場合を除く。）
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の実子又は養子であり、生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日程等について事前に市と調整のうえ、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上のファミリーシップの対象者は自ら記入するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) パートナーシップを宣誓しようとする者が市内に住所を有していない場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明する書類

(4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとするときは、パートナーシップにある者の一方の実子又は養子であることを証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないとき、又は15歳以上のファミリーシップの対象者が自ら記入することができないときは、市職員及び双方の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、本人の顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（有効期限内であるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓者に対してはパートナーシップ宣誓書受領証明書（様式第2号の1）及びパートナーシップ宣誓書受領証明カード（様式第

3号の1)を、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者に対してはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(様式第2号の2)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(様式第3号の2)(以下これらを「受領証明書等」という。)を交付するものとする。

(受領証明書等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証明書等を紛失、き損、汚損したときや、その他の事情により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することができる。

2 再交付の申請をしようとする者が自ら記入することができないときは、市職員の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

3 第1項の規定による再交付申請書を提出する者は、第4条第3項に掲げる本人確認書類のいずれかを提示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、受領証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に受領証明書等及び変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 子が追加又は削除されたとき。

(2) 氏名が変更されたとき。

(3) 市内で転居したとき。

(4) 子が成年に達したとき。

(5) その他宣誓書に記載した事項に変更があったとき。

2 変更の届出をしようとする者が自ら記入することができないときは、市職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 第1項の規定による変更届を提出する者は、第4条第3項に掲げる本人確認書類のいずれかを提示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、変更後の受領証明書等を交付するものとする。

(受領証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に受領証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 市外へ転出したとき。(第12条第1項の継続使用届出書を提出する場合又は転勤などやむを得ない事情により、一時的に転出する場合を除く。)
- (4) その他宣誓の要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定による返還届を提出する者は、第4条第3項に掲げる本人確認書類のいずれかを提示するものとする。

(ファミリーシップ対象者の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第7号。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該者が記載された受領証明書等から氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 前項の規定による申立書を提出する者は、第4条第3項に掲げる本人確認書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、宣誓者に対して、当該者の氏名を削除した受領証明書等を交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 宣誓が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、当該宣誓を無効とする。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があるとき。
- (3) その他宣誓の要件を満たしていないとき。
- (4) 宣誓した日から3月以内に一方又は双方が本市へ転入しなかったとき。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市とパートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している地方公共団体に転出する場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証明書等継続使用届出書(様式第8号。以下「継続使用届出書」という。)を提出したときは、本市が交付した受領証明書等を継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している地方公共団体において宣誓を行い、当該地方公共団体において継続使用の手続を行った者であって、本市に転入した後も引き続きパートナーシップの継続を希望するものは、継続使用届出書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により継続使用届出書を提出する者は、第4条第3項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(情報の管理)

第13条 宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び赤磐市個人情報保護法施行条例（令和4年赤磐市条例第22号）に基づき適切に取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する継続使用届出書を提出した者に限り、宣誓者から提出された個人情報を協定を締結している地方公共団体に提供することができる。

（啓発）

第14条 市は、市民等に対し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨に関する啓発に努めるものとする。

（宣誓書の保存期間及び廃棄）

第15条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定による返還届が提出された場合及び第11条の規定により宣誓が無効となった場合は、宣誓書を廃棄することができる。

（台帳の整備）

第16条 市長は、受領書証明書等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月3日告示第16号）

この告示は、公表の日から施行する。